

川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略プロジェクト 8「蔵 in ガルテン川越」 グリーンツーリズム拠点整備計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名称

川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略プロジェクト 8「蔵 in ガルテン川越」グリーンツーリズム拠点整備計画策定支援業務委託

2 業務目的

「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の戦略4「～川越を遊ぶ・感じる～」に位置づけられたプロジェクト「蔵 in ガルテン川越（グリーンツーリズム拠点の整備）」について、平成 28 年度に「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略プロジェクト 8 蔵 in ガルテン川越グリーンツーリズム拠点の整備事業計画」を策定した。

本業務は事業計画を踏まえ、平成 31 年度開設に向け、ハード、ソフトの両面から検討を行い、整備計画としてまとめることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 23 日（金）までとする。

4 業務内容

(1) 導入機能・施設の検討

事業計画に定めているグリーンツーリズムの拠点に導入すべき機能、施設について、内容や規模、優先順位等の検討を行う。

また、実施すべきソフト事業について検討する。

【本業務で検討する機能】

- ・体験事業（農業体験、食体験）
- ・交流・イベント
- ・レクリエーション
- ・情報・案内
- ・サービス（物販、飲食、喫茶、休憩、交通手段）

【本業務で検討する施設】

- ・農業ふれあいセンター（屋根修繕、加工室改修、トイレ改修、シャワー室改修）
- ・農園（市民農園、体験農園、ハーブ園、福社区画、花農園、観光農園）
- ・交通等インフラ（駐車場、駐輪場、貸自転車、バス交通）
- ・直売所等（加工、販売及び食体験スペースの増改築）
- ・野外トイレ（トイレ移築検討）
- ・その他（バーベキュー、ビジターセンター等）

【ソフト事業について】

- ・誰もが手軽に農業体験ができるサービス
- ・農と食の魅力ある飲食と、喫茶、休憩のサービス
- ・川越産農産物の魅力の発信
- ・伊佐沼公園、周辺施設において行われているイベント等との連携など

(2) 整備検討区域案の立案

「(1)導入機能・施設の検討」を踏まえ、整備検討区域案を立案するとともに、同区域案の特性をまとめ、整備に向けた問題点等を把握する。

なお、区域案を立案するに当たり、地権者の意向の把握等の調整事項は市が行うこととする。

(3) グリーンツーリズム拠点整備設計の立案

「(1)導入機能・施設の検討」及び「(2)整備検討区域案の立案」を踏まえ、施設、内容、面積等を想定した平面図等を立案する。

(4) 事業化に向けた検討

ア 概算工事費の算出

「(3)グリーンツーリズム拠点整備設計」に基づき、施設にかかる概算工事費を算出する。

イ 管理運営手法の検討・立案

施設の管理運営手法及び運営体制、事業収支等について検討、立案する。

ウ 事業化に向けたスケジュールの作成

グリーンツーリズムの拠点整備に向けて、事業スケジュールを検討し、作成するとともに、今後の課題を整理する。

エ 事業効果の検討

グリーンツーリズムの拠点整備による事業効果を整理し、検討する。

(5) 検討会議運営支援

基本設計策定に係る検討会議を6回程度開催する予定であり、資料作成等の運営支援を行う。

(6) その他整備計画策定に向けた全般的な支援

5 成果品

本業務委託の成果品は次のとおりとする。

(1) 整備計画原案

- ・製本版（A4判2冊）
- ・データ提出

(2) 整備計画概要版

- ・製本版（A4判またはA3判2冊）
- ・データ提出

(3) 平面図

- ・A3判2冊
- ・データ提出

6 提出書類

川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略プロジェクト8「蔵 in ガルテン川越」グリーンツーリズム拠点整備計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。

7 その他

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「8 担当部署」と連絡調整を行わなければならない。
- (2) 成果品納入後に発生した、受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、個人情報等業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

- (4) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、川越市に帰属するものとする。また受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。
- (5) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託をする場合は、当該業務の内容、再委託先の名称及び責任者等を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

8 担当部署

川越市産業観光部 農政課 農業振興担当

所在地 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-5939

FAX 049-224-8712

メールアドレス nosei@city.kawagoe.saitama.jp